

佐世保市先端設備等導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小事業者の賃上げ環境の整備を図ることを目的として、労働生産性の向上のために先端設備等の導入を行う事業者に対し、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) みなし大企業 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国発行人を含む）の所有に属している法人、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人を含む）の所有に属している法人、大企業（外国法人を含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人をいう。
- (3) 先端設備等 法第2条第14項に規定する先端設備等をいう。
- (4) 先端設備等導入計画 法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画をいう。
- (5) 雇用者給与等支給額 租税特別措置法第10条の5の4第5項第8号又は第42条の12の5第5項第9号に規定する雇用者給与等支給額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は本市から法第52条第1項の規定による先端設備等導入計画の認定を受けた設備を導入する中小企業者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 市内の事業所において、常時使用する従業員を1名以上雇用している者
- (3) みなし大企業でない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次条に規定する補助対象設備を導入する事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、国、県等から補助金等の交付を受けた、又は受ける予定のある事業を除く。

- (1) 当該導入に関する先端設備等導入計画について、法第52条第1項又は第53条第1項の規定による本市の認定を受けていること。ただし、令和7年4月1日以降の認定に限る。
- (2) 雇用者給与等支給額を1.5%以上又は3.0%以上とする賃上げ方針を従業員に表明したことを先端設備等導入計画に位置付けていること。
- (3) 次条に規定する補助対象設備について、交付決定日から令和8年3月2日までに発注、納入、検収及び支払いを完了すること。ただし、リース契約の場合は補助対象事業から除く。

(補助対象設備)

第5条 補助金の交付の対象となる設備等（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号のいずれかに該当する先端設備等（中古のものを除く。）であって中小企業等経営強化法施行規則第7条第2項で規定する中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等とする。

- (1) 機械及び装置で1台又は1基（通常1組又は1式をもって取引の単位とされるものにあっては、1組又は1式。以下同じ。）の取得価額が160万円以上のもの
- (2) 器具及び備品並びに測定工具及び検査工具で1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
- (3) 建物附属設備で一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備にかかる取得価額（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内で、300万円を限度とし、かつ、千円未満の端数は切り捨てるものとし、予算の範囲内

で交付する。

（補助金の交付申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の関係書類を添えて、事業着手以前に市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実施計画書（様式第 2 号）
- （2） 収支予算書（様式第 3 号）
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 9 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第 10 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに、その旨を記載した書面を市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付決定はなかったものとする。

（変更承認等）

第 11 条 補助事業者が事業計画の変更をしようとするときは、遅滞なく事業計画変更承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出してその承認を得なければならない。ただし、補助額の変更が 20 パーセント以内の減額の場合は軽微な変更として、変更承認は不要とする。

2 市長は、前項の規定による申請書を受け、内容等を検討のうえ承認した場合には、事業計画変更承認書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第 12 条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から 20 日以内又は令和 8 年 3 月 2 日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第 7 号）に次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績書（様式第 8 号）
- (2) 収支決算書（様式第 9 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 13 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、当該報告にかかる書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するとともに、補助金確定通知書（様式第 10 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第 14 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後支払うものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第 15 条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正の行為があったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 補助事業の実施方法が不適切と認められるとき。
- (6) 令和 8 年 3 月 2 日までに補助対象設備における発注、納入、検収及び支払いを完了しなかったとき。
- (7) 役員等（補助事業者が個人である場合にはその者を、補助事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (8) 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(11) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、交付決定取消通知書（様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（財産処分制限）

第17条 補助事業者は、取得した補助対象設備について、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（書類の保存）

第18条 補助事業者は、補助事業にかかる書類及び帳簿等を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、補助対象設備のうち処分制限期間を経過しないものにかかる関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助事業については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 6 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。